



地域安全ニュース

〔発行者〕山鹿警察署生活安全係、山鹿地区防犯協会

(TEL0968-44-0110)

携帯電話・コンビニ事業者様へ



お客さまへの



声かけの徹底を！

県内で、架空請求詐欺の電話を受けた被害者が、身に覚えのない請求であったため、携帯電話販売店に行き相談しましたが、別機関への相談を教示されただけで、当日が休日であったために公的機関への相談がなされず、犯人の指示どおりにコンビニエンスストアで、30万円もの高額な電子マネーを購入した際にも、声かけがなく、電子マネーに記載された記号番号を犯人に伝え、だまし取られる架空請求詐欺被害がありました。

携帯電話事業者の方々へ

- ◆ 顧客から「身に覚えのない請求を受けた」等の相談があった際には警察への相談を教示したり、顧客を店舗にとめおいたまま警察に通報してください。

コンビニ事業者の方々へ

- ◆ 高額(概ね5万円以上)の電子マネー購入者や収納代行利用者に対して、
電子マネーや収納代行での支払いは詐欺の可能性が高いこと
の声かけをしていただき、顧客を店舗にとめおいたまま、警察への通報をお願いします。